和化漢文資料の疑問表現における助字の用法

―「歟」字の使用をめぐって―

はじめに

査を通じて明らかにされたところである。・峰岸氏の論は、記録語文なろう」ことは、夙に峰岸明氏が平安時代記録資料の疑問表現の調が「和漢混淆文に与えた記録語文の影響を論ずる際の一つの論拠に用法は、記録語文に特徴的なものであること、またこの用法の存在疑問助字「黙」字が特に疑惑表現として単独で文末に使用される

性に基づいて和化漢文資料相互の位置づけを行う上でも、有効な指の中における種々の用字法の差異を指摘し、用字法の共通性・差異で重要な意味を持つものである。また一方では、和化漢文資料全体

の文体的特徴の記述及びそれが他の文体に及ぼした影響を考える上

現の助字の使用の実態から、「乎」「哉」を使用する資料と、「歟」本稿では、平安時代後半期の和化漢文資料が、判定要求の疑問表

標となると考えられる。

を主用する資料とに分かたれることを指摘する。このことを通し機 貝 淳 一

一、和化漢文資料の判定要求における

える方法の一つを提示してみたい。

て、和化漢文資料中に異なる用字が行われることの意味について考

助字の使用差

Ⅰ 助字使用の概観

た如く主として「乎・哉・耶・敷」四種の助字の使用が認められを問う疑問表現の一形式である。調査資料においては、以下に掲げ本稿において問題とする判定要求は、ある命題が成立するか否か

&

「乎」 字の使用

①同七年十二月中、僧清禪問老尼曰、若見異相乎、

〔拾遺往生伝・巻下第三十話〕

②長治元年春比、南筑紫半夜以前、呼童子云、夜明乎、

③ 令申博陸云、明日可參內候也、 而休日行申文之例候乎、 (高野山往生伝・第五話)

(水左記・承暦元年九月二十九日)

「哉」の使用

④即鴈語龜云、吾飛行道、汝昆行道、進退毎事然、能隨吾等言哉、

(注好選・下十ウ二)

⑤又曰、有微妙絃歌之聲、 他人聞哉、(続本朝往生伝・第三十七話)

⑥早旦自博陸被示云、忌月參詣神社之例侍哉

(水左記・永保元年二月六日)

「耶」の使用

⑦至河岸逢史、問云、從此過童子耶· (注好選・上二十四ウ二)

⑧玄孫問曰、汝是鬼魅耶、 ⑨弟子是在俗也、萬事有憚、 就中恣誦千手・尊勝等陀羅尼、 (探要法花験記・下二十四オ四) (東山往来拾遺・第十六条) 爲有怖

「歟」の使田

⑩問云、古今父子共相傳文章者希敷、

(水言鈔・二十一才)

①先日所召延喜例御覽了歟

(雲州往来・三十七オ四)

❷道榮來云、昨日雖可被立祈雨奉幣使・・・今日又雖可候同被留歟 (水左記・承暦四年五月十四日)

これら助字の使用数を各資料毎に使用率を付して表1に示す。概

伝・高野山往生伝においては「乎・哉・耶」各字が使用されるもの 点である。例えば注好選・探要法花験記・続本朝往生伝・拾遺往生 の使用が少ない(或いは使用が認められない)資料とが存している 観して気付くのは、「歟」字の使用が多く認められる資料と当該字

これに対して水言鈔・御堂関白記・水左記・後二條師通記・永昌

の「歟」字は全く使用されない。

字に比して少なくなっている。また、大日本国法華経験記・雲州往 来・高山寺本古往来・東山往来・平安遺文所収書状の各資料は 記では「敷」字が主として使用され、「乎・哉」字の使用は「敷

認められるにも関わらず、これを判定要求に使用しない資料が存し あるかが判断の根拠となるものである。このことは「歟」字自体は この差異は判定要求に「歟」字が使用されるか、或いは不使用で

伝の各資料は、判定要求では「敷」字の使用が認められない。しか 注好選・探要法花験記・続本朝往生伝・拾遺往生伝・高野山往生

ていることを確認することによって一層明確となろう(表2参照)。

料において「歟」字は、疑惑表現に使用される場合が多く、判定要 し疑惑表現に注目すると、用例数に多寡は存するもののそれぞれに 「歟」字の使用が認められる。このことから、これらの和化漢文資

求の用法は確実な用例を認め難いことが分かる。

において、これらの資料に準ずるものと考えられる。

「歟」字を主用するとは言い難いものの当該字の使用が見られる点

表1 判定要求の疑問表現における助字の使用

	永昌記	後二條師通記	水左記	御堂関白記	平安遺文所収書状	東山往来	高山寺本古往来	雲州往来	高野山往生伝	拾遺往生伝	続本朝往生伝	探要法花験記	大日本国法華経験記	水言鈔	注好選	資 料 名	All and the second of the seco
	敷35 (63.6) 哉19 (34.6) 乎1 (1.8)	敷 78 (75.7) 哉 24 (23.3) 平 1 (1.0)	敷6 (87.0) 哉6 (87.0) 平3 (4.3)	敷 5 (33) 哉 1 (16.7)	哉7 (0) 敷6 (42) 乎1 (7.1)	乎6 (35.3) 耶6 (35.3) 哉3 (7.6) 歟2 (数 2 (0.0 (100)	默12 (50.0) 乎7 (29.2) 哉5 (20.8)	乎 1 (50.0) 耶 1 (50.0)	哉10 76.9 乎3 (23.1	乎 1 (50.0) 哉 1 (50.0)	乎 1 (33.3) 哉 1 (33.3) 耶 1 (33.3)	哉 1 (50.0) 默 1 (50.0)	默 (8.9)	耶5 (2.5) 散2 (25) 乎1 (2.5)	判定要求使用の助字 用例数 (使用度数%)	1000円に 100円に 100円
l	55	103	69	6	14	1 <u>1.8</u> 17	2	24	2	13	2	3	2	19	8) 合計	

永昌記	後二條師通記	水左記	御堂関白記	平安遺文所収書状	東山往来	高山寺本古往来	雲州往来	高野山往生伝	拾遺往生伝	続本朝往生伝	探要法花験記	大日本国法華経験記	水言鈔	注好選	資料用法
1	2	1						ĺ	ı		1			1	説要
8	10	10	1	1		1	3		2	1		1	2	-	選要
35	78	60	5	6	2	2	12			1		1	15	1	判要
357	433	145	23	84	21	10	114	16	20	3	8	15	64	1	惑疑
	I	1	1	1			1	1	1		1	ı	ì		語反

反語=反語表現 疑惑=疑惑表現 疑惑=疑惑表現 要選=選択要求 和化漢文資料の疑問表現における「歟」字の使用

表 2

二、助字の意味・用法の差異

このような差異が認められる要因について、各助字の意味・用法の づいて調査資料が大きく二類に分かたれる実態を確認した。次に、 判定要求の疑問表現において、そこに使用される助字の種類に基

下の様になる。 ここで、調査資料の疑問表現における助字の使用を概観すると以 差異を記述することによって考えてみたい。

战 反語 279 130 29.1 29.2 26.8 29.2 26.8 判定要求84 (6.) 判定要求26 1<u>1.</u>8 その他8 (1.5) その他5 (2.)

耶 説明要求26(1.0) 判定要求13(2.5) 反語11(1.6) 疑惑43 (6.4) 判定要求16 (9.6) 選択要求38 (4.4) その他7 (0.6) その他1 (1.9)

法として担っていることが分かる。「乎・哉・耶・歟」各字はいず 的用法としている。。これに対して「敷」字は、疑惑表現を中心的用 いで説明要求の用法を担っている。「耶」字は説明要求をその中心 「乎・哉」両字がその中心的用法として反語表現、またそれにつ

上で、以下具体的な意味・用法の違いを確認する。 依頼·勧誘表現

その中心的な用法は異なっていることが分かる。この点をおさえた

れも判定要求において使用されるという共通の用法を有しつつも、

用例①は、聖人に法華の法施を行じてもらえるか否かを問うもの

である。判定要求の形式をとりながら、意味的には肯定の答を期待 して問いかけるもので依頼表現につながると考えられる。同様に②

③④も依頼の表現と見ることのできる例である。

判定要求の形式を取りながら、相手を勧誘する表現につながるもの また、用例⑤は、詩作の宴に御来訪頂けるか否かを問うもので、

ることのできる判定要求の疑問表現における助字の使用を見ると以 としては判定要求の疑問表現となっている。しかし、相手の意向を である。⑥も同様と考えられる。これらの例は、いずれも表現形式 表現と解する事が可能である。このように依頼・勧誘の表現と解す 問いつつも、心中では肯定の回答を期待している点で依頼・勧誘の

ことが確認されよう。 の、「乎」「哉」両字が「歟」字に比してより多く使用されている 下に示したようになる。用例数が僅少であることは否めないもの

①答曰···聖人若廻大悲賜法花法施哉,

②左兵衞佐可相訪學徒之由云々、貴殿若無御障令同道給哉 (探要法花験記・下三オ七)

(雲州往来・二十一ウ六)

(雲州往来・五十六オ八)

③抑來廿日之比、可修小佛事侍可、然者捧物御助成候乎

④依如是論、未一定、仰貴房之説歟、

(東山往来拾遺・第五十二条)

⑤今日是臣下佳遊之期也、聊欲命詩篇、 有御暇者被光儀哉、

(雲州往来・十七オー)

⑥貴房早開卅二目、 被臨州馬庭乎如何々々、

(東山往来・第三十二条)

依頼の表現

探要法花験記—「哉」1例

勧誘の表現

東山往来―「乎」1例・「歟」1例

雲州往来—「哉」1例 東山往来—「乎」1例

雲州往来—「乎」6例・「哉」1例

回答要求の表現の存在

一敗」字を使用する判定要求の文には、回答を要求する表現が併

也」「可被注給」といった文を置いて「お教え頂きたい」と念を押 続けて「可賜教訓也」と教えを請うている。⑧⑨の例も「可被尋給 かった慶びを先ず述べる可きか否かを尋ねるものである。心中に懐 せて述べられる例の多いことが指摘できる。用例⑦は、爵級にあず いている疑念を「~歟」の文で「~でしょうか」と問い、更に後に

> 形で回答を求めている旨を示し、続いて自らの見解を提出し、その ついて「~はどのようにしたら良いでしょうか」と先ず説明要求の

を相手に求める表現となっている。その際に疑念となっている事に

成否の判定を求めていると考えられる。

に伴って多く認められる。 これら「回答を要求する文」は、「敷」字の判定要求の疑問表現

⑦黄紙詔、若有知音之者、載脂行輪可赴其所侍、但先可申殷賞慶歟 如此事可賜教訓也 (雲州往来・六十五オ七)

⑧但後朱雀院御時長暦三年八月廿八日中宮、[嫄/子] 崩、其年九

月御燈御祓被修歟如何、若故殿御記中被注置者可被尋給也者、 (水左記・承暦元年九月二日)

⑨又物詣間所給■■■■■御馬可返上敷如何、御堂御時雖有如此事: 其沙汰不分明、可被注給者、(水左記・承暦四年十月二十六日)

⑩今夜關白有牛車之宣旨、殿示下官曰、再申慶如何、只一度二被下

宣旨定ニテ可在歟、 (水左記・承保二年十月二十七日)

①又可蒙大臣宣示之人被召之時前々何樣哉、内竪敷如何者、

(水左記・承暦四年八月一日)

⑫而右大臣内大臣共稱有憚不被參、 如何可候哉、上臈雖不被參可定

(水左記・承暦四年閏八月五日)

申歟者、

先に、「乎・哉・耶・歟」各字の用法について、「乎・哉」両字

説明要求の文と共に使用される場合が存する。用例⑩⑪⑫は、疑念

また、「敷」字の判定要求の文は単独で現れる他、疑問詞を伴う

す表現が添えられていることが分かる。

に対して何らかの回答を話者が持っていて、その回答の成否の判定

を確認した。「回答の要求」という点に関わって考えると、疑問表 が反語表現、「歟」字が疑惑表現における使用が中心的であること

この点相手に対して回答を要求するという意図が強いと解し得る。 回答を発話者が心中に用意した上で相手に問いかけるものである。 現の形式における反語表現は、表現する事とは正反対の位置にある

めるものであり、これも回答を要求する意図が認められよう。

また説明要求は、疑問詞で表される疑問点について相手に説明を求

を表明する、もしくは断定を保留して不定のままに表出するもので これに対して、疑惑表現は、発話者や執筆者が自らの内心の疑意

3

古記録における「哉」字の限定的使用

の意図が強い反語表現を中心的用法として担っている事から、同じ あり、この点から相手に対する回答要求の意図は弱いと考えられる。 く(肯定の)回答を期待する依頼・勧誘の表現に積極的に用いられ 以上のことが認められるならば、「乎」「哉」両字は、回答要求

解できる 「敷」字の回答要求の意図の弱さを補うために添えられたものと理 回答要求の意図が弱い事から、依頼・勧誘の表現には用いられにく ていると推察され、反対に疑惑を中心的用法として担う「歟」字は いと考えられよう。また同様に、回答を要求する表現についても、

えられる。「敷」字を多く使用する資料の判定要求においては、回 「乎・哉」両字の場合に比して相手に対する回答の要求が弱いと考

以上のことから、「」、字を以て行われる判定要求の疑問表現は、

いるようである。

通しを立てることが可能であろう。 答を強く要求しない婉曲的な表現が好まれたのではないかという見

中心とする資料群において、「乎・哉」(特に「哉」)字の使用が少 なからず認められるのはどのような理由によるのであろうか。続い それでは、判定要求において「歟」字を主として用いる古記録を

て、この点について考えることとする。

指摘する。用例③④に見られるように疑問の助字「哉」と否定辞 古記録において「哉」字をほぼ専用に用いる場合が存することを

例であって、外任の奏に際して奏上を問う会話において「~哉、~ 記に問う場面で、ここに「哉」字が使用されている。⑫⑫も同様の また、用例⑮は白馬の節会の陪席に関わる奏上があるか否かを外 いられる。

求の疑問表現がある。ここでは「敷」字に比して「哉」字が多く用

「否」とを文末に合わせて使用し、「~かどうか」と尋ねる判定要

字の使用は管見の限りでは認められず、「哉」字を専用に使用して 哉」と「哉」字を使用する判定要求が見られる。この場合、「験」

○「〜哉否」の表現形式・・・永昌記7例

⑬先是宣下云、賀茂社火事間事、何様可被行哉、又齋王禊并祭可延

10段下仰云、金神方忌哉否、 引哉否 (永昌記·嘉承二年四月二十九日) (永昌記・嘉承元年四月十三日)

○儀式の会話を写した文における「哉」の使用・・・水左記1例 後二條師通記15例 江記13例

[5]此間令申代官世、外任奏候哉、申師平候由、

60召大外記問諸司具否、

由

(後二條師通記・寛治二年正月七日)

上卿・參議・式司・兵等候哉、申候之

砂右府令召使召外記、々々雅仲跪侯、右府被問曰、大舍侯哉、 (後二條師通記・寛治七年十一月二十日)

侯哉、二省侯哉、敍列侯哉、國栖侯哉、雅仲毎度申云、侯'

は意味・用法上の差異が存していること、またこれらの助字が同時 以上、判定要求の疑問表現において「乎・哉」字と「歟」字とに (江記・寛治二年十一月二十一日)

められることが分かる。

に使用される古記録等の資料においては「哉」字に限定的使用が認

三、判定要求の用字法と和化漢文資料の

ジャンルとの相関性

判定要求における助字の使用の差異に基づいて調査資料を分類

し、ジャンルとの関わりを示すと以下の様になる。

○第一類—仏教説話・霊験記。·往生伝

遺往生伝・高野山往生伝 注好選・大日本国法華経験記・探要法花験記・続本朝往生伝・拾

「乎・哉」字を使用し、「歟」字が使用されることはほとんどない。

○第二類─公家説話・公家日記・古往来 水言鈔・御堂関白記・水左記・後二條師通記・永昌記・雲州往

来・高山寺本古往来・東山往来・平安遺文所収書状 「歟」字を主用し、「乎・哉」字の使用も認められる。

に対する回答を要求する性格が弱い、という意味・用法上の帰納か 表現が必要となるのであろうか。疑問表現の内実の検討を通じて、 が必要であるためとの想定を行った。では、どのような場合に婉曲 ら、判定要求における「歟」字使用の理由について、婉曲的な表現 さて、先に「歟」字は①疑惑表現を中心的用法としており②相手

用字法との関わりを考えることとする。

判定要求の内実

たは相手の行為や経験について尋ねるものが多い。 先ず、第一類に見られる判定要求は、相手(回答者)自身の事ま

⑤のように「夜が明けたか」と相手の眼前の状況を尋ねるものもある。 例はそれぞれ、相手の行為・経験などを尋ねる表現である。また、 用例①は「お前は~か」と相手の正体を問うもの。以下②③④の

これら第一類における判定要求では、概して相手の属性や行為・

を求める表現が多く存し、発話者の側が問題になる事は明確な例が 経験などについて発話者が判断した事に対して、相手に成否の判定

見出せない。 これに対して、第二類に見られる判定要求は、第一類と同様の例

問うもの。⑧⑨⑩は政事の先例や慣例などが問題となっている。 先例やあり方などを問うものが多い。用例⑦は学芸に関する故事を も⑥のように存する。しかし全体としては学芸や有職故実に関する またこの外に、発話者乃至発話者の関わる人・場における所為の

あり方について問うものがある。用例の②がこれに当たる。 ○第一の類に見られる判定要求

①客問云、眉間尺耶、 ②兒方來至、容顏美麗、尚殊尋常、謂母日、能見吾形乎, (注好選・上三十五ウ三)

(拾遺往生伝・巻下第二十三話)

③法師語傍人云、香氣芬馥、人々聞之哉

④菩薩曰、其餓鬼業報也、亦有苦思乎、

(拾遺往生伝・巻下第二十六話)

(探要法花験記・下二十九ウ六)

⑤長治元年春比、南筑紫半夜以前、呼童子云、夜明乎、

(高野山往生伝・第五話)

○第二の類に見られる判定要求

⑥被談云、日本紀被見哉

(水言鈔・三十五ウ)

(水言鈔・十三ウ)

⑦匡衡序云、 瑤池賦詩、往來於春宵之月、 春宵事有所見哉

⑨早旦自博陸被示云、忌月參詣神社之例侍哉. (水左記・承暦元年九月二十九日)

乎[

⑧參博陸殿、令申博陸云、明日可參内候也、而休日行申文之例候

⑩予令廣網申博陸云、明日氏神御祭也、雖御忌日令向宇治給之事可

有憚歟如何、 (水左記・承暦四年正月二日)

其氣消散後食之、可有禁忌乎如何、(水左記・承暦元年八月四日)

⑪申時許典藥頭雅忠朝臣入來、雖爲物忌相逢問云、熱氣內不食之物、

砂令申陸博云、今日高麗國申聲師事可令定申也、而右大臣内大臣共 稱有憚不被參、如何可候哉、上臈雖不被參可定申歟者、

(水左記・承暦四年閏八月五日)

以上、第一及び第二類の判定要求の内容を検討した結果、第一類

(水左記・永保元年二月六日)

る先例やあり方などについて問うもの」「発話者乃至発話者の関わ もの」が中心となっており、第二の類では「学芸や有職故実に関す は「相手(回答者)自身の事または相手の行為や経験について問う とがある。表記主体が発話者にならない場合であっても、表記主体

る人・場における所為のあり方を問うもの」が中心的となっている

求する表現を用いない要因の一つとなっているように考えられる。 のあり方の判断を相手に仰ぐ」という質問の多さが、解答を強く要

話者の所為に関わるか否か」という点であろう。この「自らの所為

と発話者とが一致する事になる。

のであって、会話の場には表記主体自身が参加しており、表記主体 た事を記すもの、水言鈔は大江匡房の言談を藤原実兼が筆録したも

一・二の類の判定要求の内容の最大の違いは、「質問の内容が発

ことが分かった。

ついて考える。この場合の疑問表現の発話者とは、疑問表現を発す 続いて、各ジャンルの表記主体と疑問表現の発話者との関わりに 2 各ジャンルの表記主体と疑問表現の発話者との関わり

る人物を指し、説話・霊験記・往生伝・日記などにおいては登場人 古往来においては消息の執筆者がそれに当たる。

はない。疑問表現を発するのは「話」の中の人物である。用例⑬の 発話者は前阿波守高階章行の母である。表記主体である三善為康は 第一類においては、表記主体は疑問表現の発話者と直接的な関係

話場面との直接的なつながりは無い。 この会話を話の場面の一部として書いているのであって、自身は会 第二類においては、表記主体は疑問表現の発話者と同一であるこ

> 主体である源俊房は回答者となっている。公家日記は自分が体験し 体である藤原実兼が発話者、⑮は陰陽師道言が発話者であって表記 は「回答者」となっている場合がほとんどである。用例⑭は表記主

③即告傍人日、北西方有音樂、 ○第一の類 又有熏香、其音其香、世間無比、

等聽此音哉、

聞此氣哉、

○第二の類

(4) 医衡序云、 瑤池賦詩、往來於春宵之月、 春宵事有所見哉

13明日欲遂之處陰陽師道言云、依當神事雖無御灌佛、尚於社頭召魚 事可有憚歟如何者 (水左記・承暦四年四月七日) (水言鈔・十三ウ)

点から「歟」字が特に第二類において使用される理由が窺えるよう られよう。判定要求の内実・表記主体と発話者との関係の二つの観 との間では、表記主体と発話者との関係が異なっていることが認め このように見ると、「歟」字の使用に違いのある第一類と第二類

汝|

(拾遺往生伝・巻中第三十話)

較を行うこととする。の異なる文章を書いている場合について、判定要求の助字使用の比の異なる文章を書いている場合について、判定要求の助字使用の比に思う。この点を更に確認するために、同一の表記主体がジャンル

3 江記に見る判定要求の疑問表現

―続本朝往生伝との比較から―

表3に掲げた江記と続本朝往生伝とは共に大江匡房の著作であっ

ルの文章を書いた場合の例として取り立てたものである。て、前者は日次記、後者が往生伝と同一の表記主体が異なるジャン

t こうが一番がよい Nove control といまではこの二資料における判定要求の助字の使用を見ると、江記では

る。もっとも続本朝往生伝の判定要求は全部で二例と、比較に供す朝往生伝では「歟」字の使用が高いとは認めがたい様相を示してい「歟」字の使用率が五七・八%と高くなっているのに対して、続本

*()内の数値は判定要求における各助字の使用率

表3

統	江	資	//
朝往生伝	記	料法	助字
1 50.0	8 6.3	判定要求	乎
	4	疑惑	1
	46 35.9	判定要求	哉
	1	疑惑	既
1 50.0	74 57.8	判定要求	敷
3	217	疑惑	/ 5/

またに かかかた にない にない ないない のの 日子法はその範囲から往生伝の調査結果と比較すると、当該資料の用字法はその範囲からるに足る用例数を満たしているとは言い難い。しかし、先の表1の

と密接な関わりを持つことが確認されよう。 このことから、判定要求の助字の使用の差異は、ジャンルの特性逸脱するものではないことが分かる。

むすび

明らかとなった。 いて考察を行った。その結果助字の使用の問題として、以下の点がいて考察を行った。その結果助字の使用の問題として、以下の点がを使用する資料と「歟」字を主用する資料とが存していることにつれ化漢文資料の判定要求の疑問表現において、「乎」「哉」両字

現に「乎」「哉」(「耶」)字を使用する。「黙」字の使用は疑惑①第一類(仏教説話・霊験記・往生伝)では、判定要求の疑問表

表現に限られる。

特定の場における会話の表記に限定的に使用されることが多い。る。ただし、「哉」字は、「~哉否」の表現形式・外任奏など表現に「歟」字を主用する。「乎」「哉」字の使用も認められ②第二類(公家説話・公家日記・古往来)では、判定要求の疑問

が考えられ、会話において相手(回答者)に回答を強く要求するこ「哉」両字との「中心的用法の違い」及び「回答の要求性の違い」

また、これらの差異を支える要因の一つとして、「」」字と「乎」

れるということが分かった。 とを避ける婉曲的な表現を行う資料において「歟」字が多く認めら

果、古記録類とは異なった助字の使用を行う資料があることが明ら 能になると考える。 の関わり、延いては和化漢文資料全体を体系的に記述することが可 に限っても、種々の様相を重ねることで、一つの資料と他の資料と 分類を考える上で、一つの指標となる可能性がある。事象を用字法 法となっていることが分かる。このことは和化漢文資料の用字法の つつも、判定要求ではこれを使用してはおらず、説話類に近い用字 往生伝は「歟」字を疑惑表現に使用し、古記録類に近い様相を見せ かとなった。判定要求の疑問表現における「歟」字の使用を見ると、 今回の考察では、古記録以外の和化漢文資料にも考察を広げた結 特徴的なものであることは夙に明らかにされているところである。 さて、疑惑表現を中心に使用の認められる「歟」字は、古記録に

注

- (1) 蜂岸明「平安時代記録資料における疑問助字の用法について―「歟」字 の用法を中心に―」(「国語学」七一、一九六七年一二月)
- (2) この「判定要求」は同じく文末に疑問表現を以て行うところの「疑惑」 基準を設けた。 る。本稿では、判定要求と疑惑表現とを分類するに際して以下のような 表現と表現形式が全く同じであることから明確に判断し難い場合が存す

問いかけの表現の有無

①問云、古今父子共相傳文章者希默

(水言鈔・二十一才)

②道圓釋曰、西方往生之相也、十五日以後稱農月、若十四日可遷化歟、 (統本朝往生伝・第二十七話)

なした。 は判定要求、「日」等疑問の意が認められない場合 (②) には疑惑表現と見 会話文を導く形式として「問」等疑問を表す表現が存している場合(①)

2 回答の有無

③時張敷悲痛云、我母存生之時爲我有遺財耶、家人云、有一畫扇 (注好選・上二十二オ一)

疑問表現の後にそれに対する回答が存しているかということが問題とな (水左記・承暦四年十一月二十四日

①中云、供養今年難候歟、若明三月許可候、石清水毎年行幸已三月也。

敗」以下には回答の文が存してはおらず、単に疑意を表明したに過ぎな 後に「家人云」と回答が述べられることからこれを判定要求の疑問表現 と見なすことが可能である。これに対して④では「申云、供養今年難候 る。③では直接問いかけを表す形式が会話を導く訳ではない。しかし、 い疑惑の表現であると考えられる。

- (3) 「敷」字の使用が認められるという点のみから、このような判断を下すこ 行う必要があろう。 ととした。後の考察の結果をフィードバックして再度資料の位置付けを 要求において使用されることから、とりあえずこのように考えておくこ とは避けなければならない。ここでは当該字が僅少ではあるものの判定
- (5)調査資料に見られる疑問表現を、説明要求・選択要求・判定要求・疑惑 (4) 長保から元暦にわたる二七四状について調査を行った。 表現・反語表現に分かち、助字の使用数を計上した。この中、使用数の

- おける助字の使用度数を百分率で示したものである。 多い上位三つの用法を取り立てた。() 内の数値は疑問表現の各用法に
- (6)「耶」の使用については、資料によって当該字を使用するものとしないものとがある。(拙稿「平安時代後半期の和化漢文資料における疑問助字ののとがある。(拙稿「平安時代後半期の和化漢文資料における疑問助字のできない。ここでは「耶」を使用する資料におけると関助字のできない。ここでは「耶」を使用する資料におけると思いないものとしないものとしている。
- (7)調査資料において、明確に依頼・勧誘の表現と認めることのできる全例求を主たる用法としていることを確認するに止める。
- (8) 今回対象とした調査資料では、拾遺往生伝に「~哉否」が二例認められる。またこの他、 左経記 ~哉否 15例 ~敷否 3例 ~哉不 2例 左経記 ~哉否 15例 ~敷否 3例 ~哉不 2例
- (10) 大日本国法華経験記は、先の分類においては第二類に準ずるものとした。の表現内容に基づいた分類をさす」と規定し、使用している。(9)「ジャンル」という用語については、「文章を類型化したもので、特にそ
- 向に分類されるべきもののように思われると僅少であること、「歟」字の疑惑表現における使用の少ないことから、仏教説話・霊験記・往生伝の類と類似の傾と値少であること、「歟」字の疑惑表現における使用が多く判定要求におしかし、当該資料は判定要求の全用例数が「哉・歟」両字合わせて二例
- 要する。消息と記録との差異という観点から更に詳しい分析が必要と考え(1)古往来は古記録とは異なり、「敷」字主用に偏ってはいないことには注意を

往来とは異なった用字法を行う場合があることを指摘できる(注ら論文)。おいて更に分類を試みる必要があろう。この点に関して、東山往来が他の古おいて更に分類した。今後、個々の資料の性格の違いを考え、古往来内部にら第二類に分類した。今後、個々の資料の性格の違いを考え、古往来内部にる。また古往来の中、東山往来は「敷」字主用とは言い難い様相を呈している。また古往来の中、東山往来は「敷」字主用とは言い難い様相を呈している。また古往来の中、東山往来は「敷」字主用とは言い難い様相を呈してい

(12) 注1峰岸明氏論文。

[調査文献]

またはその他の機会に、多くの先生方から貨重な御意見・御助言を賜っ[付記] 本稿は、国語学会中国四国支部第四十四回大会(平成十年十一月十四[付記] 本稿は、国語学会中国四国支部第四十四回大会(平成十年十一月十四[付記] 本稿は、国語学会中国四国支部第四十四回大会(平成十年十一月十四 | 「一個の別用に当たっては、管管に直接関係しない場合、用例に附された調用例の引用に当たっては、管管に直接関係しない場合、用例に附された調用例の引用に当たっては、管管に直接関係しない場合、用例に附された調用の引用に当たっては、

古記録【後二條師通記】上中下)○江記(『江記逸文集成』)

――いそがい・じゅんいち、本学大学院博士課程後期在学――

た。ここに記して厚く御礼申し上げる。